

【公告】

住所不明組合員の「自由脱退（みなし脱退）」に関する公告

2026年2月1日
とちぎコープ生活協同組合
理事長 塚原 政雄

とちぎコープ定款第9条（届出義務）、10条（自由脱退）ならびに定款第10条「自由脱退」運用細則に基づき、2期連續で住所確認できず利用実績のない組合員について「自由脱退（みなし脱退）」対象者として公告いたします。

条件に該当すると思われる組合員の方は、3月15日までにお近くの宅配センターまたは、コープ組合員情報センターまでご連絡ください。ご住所を確認された方については「自由脱退（みなし脱退）」対象者から除外いたします。

ご本人からのご連絡がない場合は、3月20日をもって「自由脱退（みなし脱退）」者として脱退の手続きをとらせていただきます。

公告期間：2026年2月1日～2026年2月28日

【お問い合わせ先】組合員情報センター（大宮コールセンター）
出資金に関するお問い合わせ係
0120-677-300
営業時間 9時～18時（日曜休み）

